

# 「復帰措置に関する建議書」 に係る検証結果について

令和4年5月

沖 縄 県

本土復帰前の1971年11月、当時の琉球政府は、返還協定の国会承認を前に、将来に悔いを残さないよう、沖縄県民の要求や考え方等を集約した「復帰措置に関する建議書」を作成し、政府・国会に提出しました。

同建議書においては、県民の福祉を最優先に考え、「地方自治権の確立」、「反戦平和の理念をつらぬく」、「基本的人権の確立」、「県民本位の経済開発」等を骨組みとするあるべき沖縄の姿を求めた新生沖縄像が描かれており、その実現に向けた要求として、基本的要求及び具体的要求が示されております。

沖縄県では、本土復帰50年の節目の年に、当時の琉球政府が将来を担う子や孫達のために描いた「新生沖縄像」と現状とについて、比較検証を行いました。

検証は建議書に示されている要求事項毎に実施し、その結果を「国の措置状況」と「成果や課題」とに分けて本資料にとりまとめました。

## **(一) 返還協定について**

# (一) 返還協定について

## 基本的要求の概要

・・・一昨年十一月二二日の日米共同声明によって沖縄の復帰は、一九七二年中に実現することとなり、目下その具体的な準備が進められつつあります。そして、すでに返還協定の調印も終え、日米両国議会においてその批准のための審議がなされつつあります。・・・しかしながら、・・・これらの取りきめは、県民の要求を十分に満たすものではなく、現在県民の間には次の諸点について強い疑惑、不安、不満が抱かれているのであります。

### 【要求 ①】

その第一は、一九六九年十一月の日米共同声明と沖縄返還協定によって、日本が極東における米国側の戦略体制下に組み込まれるのではないかと懸念であります。返還後沖縄は、日米安保条約の適用地域に含まれることになっておりますが、共同声明では、「現在のような極東情勢の下において、沖縄にある米軍が重要な役割を果している」ことが認められ、また、「沖縄の返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負っている条約上の義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではない」とも謳われております。さらに韓国の防衛について日本は、事前協議にたいし「前向きにかつすみやかに態度を決定する」ことを米国に確約しており、「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要な要素である」と述べられています。

政府は、復帰後沖縄の基地は、日本本土にある米軍の施設区域と同じように、日米安保条約の目的に従って米軍に提供され、その枠内において使用されるのであるから、沖縄基地の役割も大きく変化する旨述べられておられますが、事前協議制度が弾力的に運用され、エースもノーもあり得るとする政府の度重なる発言と、ジョンソン国務次官をはじめ米国政府高官の発言や証言内容を考え合わせると、日米安保条約が本質的に変化したのではないかと強い疑惑の念を抱かざるを得ません。たとえばジョンソン次官は、日米首脳会談にたいする背景説明のなかで「朝鮮と台湾等に関する事前協議において日本政府が前向きにかつすみやかに態度を決定するということはたんに沖縄に関して適用されるだけでなく、日本本土南部の米軍基地に関しても同様に適用されるのであって、この点でなにがしかの変化があります。」と説明しております。さらに同次官は、日本はこれまで日本本土の安全だけを考えてきたが、今度の場合に周辺地域にも関連があることを認めるようになった旨の証言を行なっています。ということから、日米安保条約が質的に変化するのではないかと、あるいは本土が「沖縄化」するのではないかと、という強い疑惑が生じてくるのであります。・・・

# (一) 返還協定について

## 検証結果

### 《国の措置状況》

#### 【要求①】

- ・昭和53年に日米間の役割や協力などのあり方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示したガイドライン(「日米防衛協力のための指針」)が初めて策定され、その後、平成26年には、新3要件を満たす場合に限り集団的自衛権の行使が憲法上認められるとする閣議決定が行われ、平成27年に新「日米防衛協力のための指針」、いわゆる新ガイドラインが策定された。
- ・同ガイドラインについて、防衛白書においては、「同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態まであらゆる段階における抑止力及び対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにするものである」としている。
- ・平成28年には、いわゆる安全保障関連法が施行され、これにより、自衛隊法第95条の2を根拠として、新ガイドラインに盛り込まれたアセット(装備品)の防護(米軍等の部隊の武器等の防護)が実施できるようになるなど、日米同盟が強化されつつある。

### 《成果・課題》

#### 【要求①】

- 日米安保体制については、復帰後、「日米防衛協力のための指針(S53,H9,H27)」、周辺事態安全確保法(H11)、安全保障関連法(H28)などにより質的な変化が生じていると考えられ、様々な評価があるが、県は、日米安保体制がこれまで日本及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたと認識している。
- また、県が設置した「米軍基地問題に関する万国津梁会議」の提言においては、在沖米軍基地の整理・縮小のため、日米安保体制を前提として、沖縄に駐留する海兵隊の日本本土の自衛隊基地への分散移転・ローテーション配備等を進める方策が示されており、これを受けて県は日米政府に要請しているところである。
- これらのことから、現時点において、県から日米安保体制を抜本的に見直すような要請を行う環境にはないと考えている。
- 一方、米中の対立が意図しない武力衝突に発展する懸念が指摘されていること等を踏まえ、県民の生命・財産を守る観点から、平和的な外交による緊張緩和を図ること等について、引き続き求めていく必要がある。

# (一) 返還協定について

## 基本的要求の概要

### 【要求 ②】

第二の疑惑不安は、「核」の問題であります。政府は、共同声明の第八項でニクソン米大統領が、日本側の説明に「深い理解を示し、日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく、沖縄返還を、右の日本政府の政策に背馳しないよう実施する」ことを確約していること、さらに返還協定(第七条)で核撤去の費用を日本が負担することを定めたことを挙げて、核は沖縄から確実に撤去されることを説明されております。しかし核の撤去の時期及びその確認方法はまだ明示されておられません。さらに重要なことは、核の有事持込みがあり得るのではないか、ということであります。ジョンソン国務次官は前述の背景説明で、「第八項は、特別の事態にさいし米国がもし必要と認めれば日本と協議を行なうという米国の権利をきわめて慎重に留保しており、しかもこのことが核兵器に適用されることは明確であります。」と説明しております。ジョンソン次官の説明をまつまでもなく、ごく単純に考えても、もし事前協議においてエースもノーもありうるというのであれば、当然に核の有事持込みもありうるということにならざるを得ないであります。…

## 検証結果

### 《国の措置状況》

#### 【要求 ②】

・「復帰前の沖縄への核ミサイル配備の事実」、「配備期間」等については、平成29年9月の県からの照会に対し、外務省からは「政府として承知していない」との回答が示されており、また、「有事の際に再び沖縄に核を持ち込むことの日米核密約があったとの事実関係」については、平成22年6月の外務大臣会見において「密約は仮にあったとしてもそれは有効ではないと考えているが、この点についても米国政府としてもそういう密約は、少なくとも今や有効ではないということは確認された」との立場が示されている。

### 《成果・課題》

#### 【要求 ②】

○復帰前の沖縄への核ミサイル配備等については、政府は承知しておらず、有事の際における沖縄への核の持ち込みに係る日米核密約については、日米両政府共に「仮にあったとしてもそれは今や有効ではない」との見解が示されているが、引き続き注視が必要である。

# (一) 返還協定について

## 基本的要求の概要

### 【要求③】

第三は、沖縄基地の態様についてであります。政府は、日米安保条約とその関連取りきめが沖縄にも本土におけると同様に適用されるのであるから、それは「本土並み」返還であると説明しております。しかしこれは「形式的な」本土並み返還であって、沖縄県民の要求する、いわば「実質的な」本土並み返還ではありません。沖縄返還協定の「了解覚書」によると、返還されるのは与儀ガソリン貯蔵地、本部飛行場その他一部だけであり、嘉手納空軍基地、海兵隊基地、瑞慶覧陸軍施設、第二兵站部、那覇軍港、宜野湾、読谷飛行場などの主要基地はほとんどそのまま存置されることになっております。現在、沖縄全土に米軍使用地の占める割合は十二・五％ですが、復帰後も米軍が使用する面積は一〇・〇％であり、返還によって減少するのはわずか二・五％であります。しかも返還される基地の中には自衛隊が代って使用することを予定しているのもあります。政府は将来、国際情勢の変化に応じて米軍基地の整理を要求する旨述べていますが、積極的に整理縮小しようという意欲やそのための具体的計画はまだ提示されておられません。

基地の態様に関する問題はこれだけではありません。第一特殊部隊、第七心理部隊、SR71戦略偵察機などはそのまま残されることになっております。政府は、これらの特殊部隊の活動の存続を認め、ただその内容については、実態によってこれを改めたり、活動を制限する旨を明らかにしております。

# (一) 返還協定について

## 検証結果

### 《国の措置状況》

#### 【要求③】

・沖縄返還協定に付属して締結された「基地に関する了解覚書」では、復帰後、どのような範囲で米軍に基地を提供するかが定められており、「返還されない基地」として88カ所、「適当な時期に返還される基地」として12カ所、「即時返還される基地」として34カ所が具体的な基地名をあげて示されている。このうち「返還されない基地」には、嘉手納基地をはじめとする重要な基地が網羅されており、「適当な時期に返還される基地」のほとんどは自衛隊に引き継がれるものとなっており、復帰に際しての基地の返還はほぼ進まなかった。

### 《成果・課題》

#### 【要求③】

○SACO最終報告及び再編に基づく統合計画で示された返還が全て実施されたとしても、沖縄の米軍基地専用施設面積は全国の69%程度にとどまり、復帰時に期待した「本土並み」には依然としてほど遠い状況にある。



# (一) 返還協定について

## 基本的要求の概要

### 【要求④】

さらに、V・O・Aの取扱いについて返還協定(第八条)は、復帰後五年間これを存続させることとし、その後の処置については復帰の二年後に日米両国政府の間で協議する旨規定し、これをうけて特別措置法(第一三一条)は、電波法の特例措置を定めております。しかしながら、このV・O・Aの取扱いに関する取りきめは、県民の間で、

(1)このように外国政府の直接運営する放送施設を沖縄にかぎって存続させることは、外国放送施設の設置を禁止している電波法の原則に反するばかりでなく、それでは本土政府がかねてから県民に約束してきた「本土並み返還」の趣旨にも反するのではないか。

(2)V・O・Aは、現在中波一、短波五二、超短波一七の計七〇波の周波数を占有しているが、これをそのまま存続させることになると、今後周波数の確保の面で国益に反するばかりでなく、近年とみに高まりつつある国内電波需要に対応する電波割当計画の策定にも耐えがたい障害にはならないか。

(3)V・O・Aを使って大統領直属の対外宣伝機関である海外広報局(U・S・I・A)が中国語、朝鮮語、ロシア語及び英語で中国や北朝鮮などの共産圏諸国に対して反共宣伝放送活動を行なっているが、外国のこのような活動を継続させることは、今回の国連総会において中国の国連加盟を実現させた国際情勢の動向や日中間の国交回復を要求する国内世論に反するばかりでなく、これから実際に中国との国交を回復するうえでも障害とはならないか。

などの点で問題視されております。そして、このV・O・Aは、沖縄本島北部の国頭村から一、〇〇〇キロワットの超大電力をもって放送を行っているため、その周辺地域ではテレビ、ラジオの受信に混信妨害を与え、また有線電気通信設備にも誘導妨害を与え、そのためにその隣接地域では電話の架設もできない状態であります。しかも、返還協定第八条の運用について合意議事録では、「V・O・Aを日本国外へ移転する場合に、予見されない事情によって代替施設が返還協定第八条所定の五年内に完成されないときは、日本政府はこの代替施設が完成するまで沖縄においてV・O・Aの運営を継続する必要性に対し十分な認識を払う用意がある」とされているため、このような状態が一体いつになれば解消するのかその見通しすらつかず、V・O・Aの性格とこれを背負いこんでいく沖縄の将来を考え、これに深刻な不安を覚えずにはいられないのであります。去る五月一七日に行われた立法院のV・O・Aの撤去に関する決議も県民のそのような気持ちを端的に表明したものであります。させて下さるよう強く要請するものであります。

# (一) 返還協定について

## 検証結果

### 《国の措置状況》

#### 【要求④】

・V・O・A(共産圏諸国に対し反共宣伝活動を行う、外国政府が直接運営する放送施設)については、返還協定で定められた期間内に運営が終了し、昭和52年に国外移転撤去され、日中間においては1972年9月に「日中共同声明」が署名され、国交が正常化された。

### 《成果・課題》

#### 【要求④】

○V・O・Aについては、返還協定に基づき、復帰後5年以内に運用を終了し、国外へ移転撤去済み。

# (一) 返還協定について

## 基本的要求の概要

### 【要求 ⑤】

第四は、いわゆる資産買取りの問題であります。その対象とされているものは、琉球電力公社、琉球水道公社、琉球開発金融公社はじめ、琉球政府庁舎、裁判所庁舎、英語センター、文化センター、さらには道路などかなり広範囲に及んでおります。

しかし、日本政府が引継ぐことになっているこれらの資産は、形式はともあれ、その実質においては元来純然たる米国の所有に属するものというより、沖縄県民に属するとみられるべき要素が少なくありません。…したがって、これらの資産は、日本政府がわざわざ米国政府から買取らなくても、本来沖縄県民に属するものとして、沖縄県民の福祉増進と復興のために使用されるべき性質のものであったといえましょう。

## 検証結果

### 《国の措置状況》

#### 【要求 ⑤】

- ・琉球電力公社の資産については、日本政府が買い取り、新たに日本政府(99.99%)と沖縄県(0.01%)の共同出資により「特殊法人 沖縄電力株式会社」が設立され、その後、政府が持ち株を売却し、この一部を活用して沖縄県産業振興基金が設置された。
- ・琉球水道公社や琉球開発金融公社についても、政府が買い取り、琉球水道公社に係る資産は、沖縄県に承継された。

### 《成果・課題》

#### 【要求 ⑤】

○琉球電力公社や、琉球水道公社、琉球開発金融公社については、国において米国からの買い取りがなされたが、政府が引き継いだ資産については、復帰以降も沖縄県民の福祉増進、復興のために活用されてきた。

# (一) 返還協定について

## 基本的要求の概要

### 【要求 ⑥】

第五に、対米請求権処理の問題があります。これは、アメリカが沖縄を支配してきた二六年間において、県民がこうむった損害をどのように処理するかという問題であり、奪われた人権の回復が図られるか否かという県民にとってはかりしれないほど大きな影響を及ぼす重要問題であります。

しかるに、返還協定では、ごく一部を除き、この請求権は放棄され、県民がこうむった損害の賠償、犯された人権の回復には考慮が払われておりません。二六年に及ぶ米軍支配下で沖縄県民のこうむった損害は筆舌につくしがたいものがあり、しかも「補償」または「賠償」の名に値いするほどの救済措置は、ほとんど講じられていないのであります。

政府が返還協定において沖縄県民の同意をうることなく、対米請求権を放棄した以上、米施政下において沖縄県民のこうむったこれらの損害については、国がその責任において処理すべきであり、そのために沖縄県民に不利益を与えるようなことがあってはなりません。そのような観点から、今回の国会においては、沖縄県民の請求権処理に関する特別立法を制定していただくよう要請するものであります。因に、これについては、すでに本土政府当局に文書をもって同様な要請をしてあります。

# (一) 返還協定について

## 検証結果

### 《国の措置状況》

#### 【要求⑥】

・昭和52年、政府は対米請求権問題を沖縄開発庁が担当することを決定し、漁業関係、人身関係は先に解決し、土地関係等事案は遅れて処理することとした。土地関係等事案については、立証資料の不足等の課題が多く、12万件の個別補償が困難であったため、政府より「一括団体払いによる対米請求権問題全部の解決」が提案され、沖縄県及び全市町村を構成員とする「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」に120億円の特別支出金が一括交付され、同協会が運用果実を活用して、被害者等のための援助事業や沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための事業を実施し、県民福祉の向上に寄与することにより解決することとなった。

### 《成果・課題》

#### 【要求⑥】

○「対米請求権問題処理に関する特別法」は制定されなかったものの、日本政府からの特別支出金による一括団体払いを通じた「対米請求権問題の全部解決」の提案を受け入れ、当該資金の運用果実を活用することにより、対米請求権事案に係る被害者等のための援助事業とともに、沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための事業を行い、県民福祉の向上に寄与してきた。

## **(二) 沖縄基地と自衛隊配備問題について**

## (二)-1. 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案の問題点

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ①】

(1)・・・沖縄に存する米軍基地は、米軍が占領軍としての権力と、絶対的、排他的な「施政権」によって、民主主義の原理に違反して、県民の意思を抑圧ないし無視して構築、形成されてきたものであります。そして、その基地の存在が県民の人権を侵害し、生活を圧迫し、平和を脅かし、経済の発展を阻害していることは、さきにも指摘したとおりであります。

平和を希求している沖縄県民は、軍事基地に反対し、その撤去を求めているのであります。したがって軍事基地の維持、強化を図ることを目的とするこの法案には基本的には反対せざるを得ません。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ①】

・沖縄返還協定の発効により、沖縄にも本土と同じように日米安保条約と日米地域協定が適用され、沖縄の米軍基地は日米安保条約第6条及び日米地位協定第2条に基づく基地として、ほとんどそのままの状態でも米軍の継続使用が認められることとなった。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ①】

○復帰前に建設された米軍基地の多くが、今でも沖縄に存在し続けており、過重な基地負担は残されたままである。

## (二)-1. 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案の問題点

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ②】

(2)・・・自衛のための戦争といい、聖戦といわれたあの第二次世界大戦末期の沖縄戦において、沖縄県民は戦争の残酷さと悲惨さを身をもって体験し、戦後二十六年に及ぶ米軍支配の苦しい生活体験によっても、軍隊というもののもつ本質的性格をいやがうえにも知らされました。十数万の尊い生命を犠牲にした戦争体験と二十六年の長期に及ぶ米軍事支配下の生活体験を経た沖縄県民にとって、自衛隊の配備を許すことはできないのであります。

沖縄県民は、沖縄から一切の軍事基地を撤去して、沖縄を平和のメッカとすることを希求しているのであります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ②】

・沖縄の自衛隊は、復帰当時の3施設、約166ヘクタールから令和2年3月現在で47施設、約773ヘクタールと大幅に増加しており、この間、「日米防衛協力のための指針」及び「中期防衛力整備計画」に基づき、防衛力の整備が行われている。  
また、南西地域の陸自部隊の空白状況を解消し、島しょ防衛能力を強化することを目的に県内への部隊配備を進めている。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ②】

○我が国が独立国として、国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で平和と安全は不可欠であることから、専守防衛のための最低限度の自衛力は必要であると考えている。  
○多くの離島を抱える本県において、自衛隊は、緊急患者空輸、不発弾処理、新型コロナウイルスや豚熱に関する支援、台風時の災害派遣など、県民の生命・財産を守るため大きく貢献しており、県民の意識調査に基づけば、自衛隊に対する県民の意識も変化していると考えられるが、自衛隊の配備については、国において、地元の理解と協力を得られるよう一層丁寧な説明を行う必要がある。



## (二)-1. 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案の問題点

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ③】

(3)この法案の本質的問題点は、米軍基地の存続と自衛隊の配備であると考えますが、その他にも憲法や土地収用法など、現行法体系との関係において、重大な問題を内包しております。

その第一点は、暫定使用という名のもとに五年もの長期にわたって、土地所有者の意思如何にかかわらず、強制的に、米軍や自衛隊に、土地等の強制使用を認めていることであります。…

第二点は、この法案は施行と同時に米軍や自衛隊等に使用権を生ぜしめ、所有者に対しては、単に遅滞なく使用する土地の区域等の通知をしさえすればよいとしている手続面の問題であります。…、

第三点は、使用者の原状回復義務に関する原状とは、いつの状態をさすのか不明確な点であります。…

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ③】

・復帰時、駐留軍用地の民公有地の約24%については、土地所有者の合意を得て使用権原を取得することができなかつたため、公用地暫定使用法に基づき、暫定使用が開始された。現在の土地の使用・収用手続きは、駐留軍用地特措法に基づき実施されており、土地調査等への署名押印の代行、裁決申請書の公告・縦覧等の事務は、国の直接執行事務とされ、土地の使用・収用裁決等の事務は、都道府県の法廷受託事務として、都道府県に設置されている収用委員会により処理がなされている。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ③】

○駐留軍用地特措法に基づき、現在においても、土地の使用・収用がなされている。

## (二)-2. 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に関する法律の問題点について

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ①】

(1)琉球政府は、一切の軍事基地に反対する立場に立って、従前から一貫して基地の整理、縮小、撤去を求めてきました。これに対して、日本政府も基地は漸次縮小していきたいと言明してきました。仮に、日本政府に沖縄の基地を整理、縮小し、いずれは完全撤去しようとする意思があるとすれば、行政組織についても、その点の配慮が必要であります。そのような見地から現在の米軍基地維持と自衛隊の配備を前提とする那覇防衛施設局の設置にはにわかに賛成するわけにはいきません。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ①】

- ・那覇防衛施設局は、昭和47年5月15日に設置された。
- ・平成19年9月1日に防衛施設庁の廃止・統合に伴い、那覇防衛施設局は沖縄防衛局に改編され、同局は那覇防衛施設局の役割を引き継ぎつつ、防衛省の諸政策の企画・立案の過程で必要となる地方公共団体との調整や意見終集約などの協力確保事務を行っている。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ①】

○那覇防衛施設局(現沖縄防衛局)は、設置から50年経過しており、同局は、防衛本省及び自衛隊と地元との連絡調整役等としての役割を果たしている。

## (二)-2. 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に関する法律の問題点について

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ②】

…しかしながら琉球政府職員は防衛施設局への身分引継ぎに強く反発しています。したがって琉球政府は職員の意に反してその身分を防衛施設局に引継ぐような措置を講ずることはできません。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ②】

・那覇防衛施設局設置と同時に、一部の琉球政府職員が同局職員として身分の引き継ぎが行われた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ②】

○琉球政府の職員的那覇防衛施設局への身分の引き継ぎは、復帰時になされており、その時点から既に50年経過している。

## (二)-2. 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に関する法律の問題点について

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ③】

(2)次に……。…要するに、請求権問題は復帰に伴う沖縄側の最重要な要請の一つであります。多岐にわたる請求項目のなかから、その一部にすぎない講和前の補償もれだけ、それも物的損害を除外して、人身損害だけについて規定することは到底容認できないことであります。しかも、右の措置では、これを「見舞金の交付」として規定していますが、琉球政府は、憲法上の国民の権利としての要請をしているのでありますので、到底是認できるものではありません。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ③】

・昭和52年、政府は対米請求権問題を沖縄開発庁が担当することを決定し、漁業関係、人身関係は先に解決し、土地関係等事案は遅れて処理することとした。土地関係等事案については、立証資料の不足等の課題が多く、12万件の個別補償が困難であったため、政府より「一括団体払いによる対米請求権問題全部の解決」が提案され、沖縄県及び全市町村を構成員とする「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」に120億円の特別支出金が一括交付され、同協会が運用果実を活用して、被害者等のための援助事業や沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための事業を実施し、県民福祉の向上に寄与することにより解決することとなった。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ③】

○「対米請求権問題処理に関する特別法」は制定されなかったものの、日本政府からの特別支出金による一括団体払いを通じた「対米請求権問題の全部解決」の提案を受け入れ、当該資金の運用果実を活用することにより、対米請求権事案に係る被害者等のための援助事業とともに、沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための事業を行い、県民福祉の向上に寄与してきた。

## (二)-2. 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に関する法律の問題点について

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ④】

(3)次に、軍関係離職者等臨時措置法(沖縄立法)第二条に規定する軍関係離職者のうち、同条第一号にかゝる者を、本土の駐留軍関係離職者等臨時措置法第二条第一号にかかる駐留軍関係離職者であるものとみなして特別給付金の支給に関する同法第十五条から第十七条までの規定を適用することを定めている法案第五条についてであります。

これも、前項と同様に、沖縄に巨大な米軍基地が存在し、多数の軍雇用者が存在するという現実認識を前提とする限り、その離職者を救済するための措置は必要としなければならないのであり、その限りでこの措置はむしろ当然のことであります。

しかしここで指摘しなければならないことは、右の駐留軍関係離職者等臨時措置法が性質上、労働関係の法規として分類されるべきであり、したがって、むしろ沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案のなかで取り扱われるべきもの…

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ④】

・「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律」に基づき、軍関係離職者へ特別給付金の支給が適正になされてきた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ④】

○復帰前の軍関係労働者に対しては、復帰に伴う暫定措置として、「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律」に基づき、復帰後の駐留軍関係離職者に対しては、全国一律の制度として「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づき、対応がなされている。

## (二)-2. 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に関する法律の問題点について

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ⑤】

(4)最後に、この法案中の最大の問題点は、第六条の政令への委任条項であります。この規定は、「この法律に定めるもののほか、防衛庁関係法律への適用については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる」と定めています。

…その日米共同声明は、第六項で、復帰後は沖縄の直接防衛の責務を日本が徐々に肩替りしていくということと、沖縄の米軍基地の保持に合意することを述べています。この共同声明での約束をうけて、今回の返還協定締結後間もなく、「沖縄の極地防衛責任の日本国による引受けに関する取り極め」が締結されています。この取極めで、沖縄への自衛隊配備の具体的計画が定められているのであります。これらの自衛隊配備や、米軍基地の保持、機能維持の約束を果たすための事柄が、要するにここでいう「防衛庁関係法律の沖縄への適用について………沖縄の復帰に伴う必要とされる事項」に入れるものとみられるのであります。これらについては、自衛隊法その他防衛庁関係法律の沖縄への適用に政令で適宜変更を加えることが予定されているわけでありましょう。そうでなくてさえ、憲法違反といわれる自衛隊法をはじめとする防衛庁関係法律が沖縄への適用に関するかぎり、国会審議にもかけられることなく政令で定めることを認めようということであります。しかも、政令による措置の方向は、すでに前記の日米共同声明路線に沿うものとなるであろうことは、容易に推測できることであります。琉球政府は、このような措置を容認することはできません。

## (二)-2. 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に関する法律の問題点について

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

##### 【要求 ⑤】

・「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律法令の適用の特別措置に関する政令(最終改正平成6年)」に基づき、規定された事項は、琉球政府の職員から防衛庁の職員となった者等の休職、懲戒処分、手当等といった身分や給与に関連するもののみとなっている。

#### 《成果・課題》

##### 【要求 ⑤】

○「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に関する法律」に基づき、沖縄の米軍基地及び自衛隊配備に関する防衛庁関係法律の適用が政令で定められる動きは確認されておらず、また、復帰から50年経過していることから、新たに政令で定められる事項はないものと思慮される。

### **(三) 沖縄開発と開発三法案について**



## (三)-1. 沖縄開発の基本的理念

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ①】

沖縄開発にあたっての第一の理念は、県民福祉の向上にあります。

…。本土においては、大企業中心の高度成長政策が推進されるにつれて、過密、過疎化、都市問題、公害問題などの進行、激化をみるにいたり、従来の開発のあり方に対し、再検討をせまられております。沖縄開発にあたっては、このような本土の轍を踏むことなく、あくまで人間主体の開発でなければなりません。

沖縄開発の第二の理念は、自治権尊重の立場に立った開発でなければなりません。沖縄県民は、異民族の支配下にあつて、苦難な道を余儀なくされながらも民主的諸権利をかちとり、常に自治の確立を希求してきました。…県民が獲得し学んできた尊い体験は、復帰後においても無にすることなく、地域の独自性、多様性をゆたかに開花させるために、役立てられなければなりません。

沖縄開発の第三の理念は、平和で豊かな県づくりを志向するものでなければなりません。

沖縄の軍事基地は、質量ともに、本土におけるそれをはるかにしのいでおり、そのため沖縄の経済社会に異常な影響を与え、第三次産業肥大化にみられるような産業構造の畸型化を招くとともに、他方、基地のもつ非人間的、頽廢的性格がいく多の社会的問題を惹起しております。

また、基地の存在は、総合的統一的土地利用計画にとつても大きな障害となつており、…。…。基地の撤去を前提としない限り、真の意味で恒久的な開発計画の策定は不可能であり、自由かつ平和な社会の建設などは到底望めません。

## (三)-1. 沖縄開発の基本的理念

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

##### 【要求①】

- ・昭和46年12月31日に、地理的及び自然特性に即した沖縄の振興開発を図り、福祉の向上等に資することを目的とする「沖縄振興開発特別措置法」が制定
- ・その後、平成14年3月31日に「沖縄振興特別措置法」がされ、第1条(目的)には「沖縄の自立的発展に資する」こと、新たに第2条として、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するなどの「施策における配慮規定」が追記された。あわせて、「第7章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」が創設され、跡地利用に関する基本原則、国や地方公共団体の責務などの規定が設けられた。
- ・平成24年3月31日の改正においては、国が基本方針を策定し、これに基づき沖縄県知事が計画を策定することを反映した目的規定の変更がされ、「沖縄県の自主性を尊重」することが追記された。また、駐留軍用地跡地利用に関する「第7章」の規定については、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」への橋渡し規定する改正が行われ、同法を大きく改正し、跡地利用の推進を図るための特別措置等の充実を図られた。
- ・令和4年3月31日の改正においては、法の目的として「沖縄の自主性を尊重」することが、引き続き、示されている。

#### 《成果・課題》

##### 【要求①】

- 平成14年の沖振法改正においては、環境の保全や良好な景観の形成に配慮するなどとした「施策における配慮規定」が追記され、平成24年度沖振法改正においては、計画の策定主体を県知事とすること、沖縄の自主性を尊重することが盛り込まれるとともに、沖縄の主体性が発揮できる自由度の高い「沖縄振興交付金」が創設され、国庫補助制度では対象とならなかった沖縄の特殊性から派生する課題への対応に幅広く活用されている。
- 今後、返還が予定されている嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用地を含め、駐留軍用地跡地については、跡地利用推進法に掲げる「沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造」、「国の責任による主体的取組の推進」、「地権者等の生活の安定への配慮」の3つの基本理念の下、国及び関係市町村との密接な連携により整備が進められる。
- 一方、沖縄には、今なお、我が国における米軍専用施設・区域の役70.3%が集中しており、県民の良好な生活環境の確保、体系的な道路網の整備等、社会経済の面で大きな影響を及ぼし、今もなお、県土利用上大きな制約となっている。

## (三)-2. 開発の方向

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ①】

…すでに沖縄においても、過疎、過密の問題をはじめ、都市問題、公害問題などの発生をみているところから、生活基盤的社会資本の整備をはかり、早急な対策が講じられなければなりません。そのために、公共投資主導型の設備投資が必要であり、道路、港湾、空港、上下水道等の整備と住宅、教育施設、医療施設、福祉施設等の生活環境の整備を徹底的に図る必要があります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ①】

・沖縄振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法において、社会インフラ施設や医療施設等生活環境施設整備、ダム整備等に係る国の負担又は補助の割合の特例が規定され、高率補助による集中的に整備がなされた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ①】

- 3次にわたる振興開発計画などにより、基本的な社会資本整備については、キャッチアップ型の振興開発が進められ、空港や港湾、道路等の産業基盤や、社会福祉施設や医療施設等生活環境基盤などの集中的整備により、本土との格差は着実に縮小、又は全国水準並みになるなど利便性や県民福祉は大きく向上した。
- 本県では、市街地等を分断する形で広大な米軍基地が今なお存在しており、交通体系や産業基盤の整備など地域の振興開発を図る上で課題が残されている。

## (三)-2. 開発の方向

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ②】

沖縄経済は、基地依存度の高い消費経済偏重の構造を有し、…。このようなゆがんだ基地経済から脱却するためには、一定の工業化が要求されますが、臨海型装置産業の場合、雇用吸収効果ならびに自治体財政への寄与も少ない半面、逆にその誘致には、産業基盤整備のための財政支出が大きく、しかも公害発生の危険は避けられないのであり、誘致企業の選定にあたっては、慎重な配慮が必要であります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ②】

・新規産業の導入等に関しては、第1次沖縄振興開発計画において、生態系破壊を行わないことを基本視点とすることなどが盛り込まれ、平成24年及び26年の沖縄振興特別措置法の改正においては、国際物流拠点産業集積地域等における地域指定及び事業者の認定については、国から県知事へ権限委譲された。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ②】

○沖振法に基づく特区制度等の活用により中城湾港新興地区の開発や、同地域の特別自由貿易地域への指定、現在では国際物流拠点産業集積地域による臨空・臨港型産業の集積等が進められている。

## (三)-2. 開発の方向

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ③】

…県内に広く雇用の機会を造成するため、非公害型の電子工業、機械工業、縫製加工業等、労働集約型の企業の発展をはからなければなりません。…。なお、沖縄の工業は、中小および零細企業が多く、本土からの分離による経済規模の制約に加えて、企業振興のための財政措置や長期低利の政策金融のたち遅れのあることを考慮し、国は中小、零細企業に対する特段の保護育成措置を、すみやかに講ずるべきであります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ③】

・中小企業の振興については、第1次沖縄振興開発計画等に基づき、経営基盤の強化、各支援機関による支援の強化、経営安定化のための金融の円滑化等の施策が展開されてきた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ③】

・中小企業に対する経営基盤強化、各支援機関による支援の強化等により、1事業所あたりの従業員の増など事業所規模の拡大などが見られる。

## (三)-2. 開発の方向

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ④】

農業についてみると、……。…本土において実施されてきた農地改革、食糧管理制度、保護貿易制度など農民保護的な諸政策の恩恵をうけることもなく放置されてきました。復帰にあたって、…沖縄が当然に受けるべきであっただけの保護措置を保障するほか、沖縄の農業の独自性を育成しつつ、軍事基地の撤去などによって、農業基盤の整備をすみやかに推進しなければなりません。

……農家所得の向上をはかるために、今後土地改良等によって、農業基盤を整備し、…各地域の特性に適応した農業構造の改善をはかることが必要であります。

漁業についても、国は財政支出および投融資の遅れをすみやかに補完するとともに、本土から分離させられたことにより生じた漁業権や船数、漁獲量の枠などについても特別の措置を講じなければなりません。

そこで、漁業の整備に重点をおくとともに協業化による漁船の大型化、設備の近代化をはかり、亜熱帯の立地を生かして鰻、車エビ、ヒトエ草等の沿岸栽培漁業を幅広く普及する必要があります。

## (三)-2. 開発の方向

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

##### 【要求④】

・「農地法」や「食糧管理法」等については、本土法令制度の適用による経済・社会的激変を緩和するため、復帰前の沖縄の実情を考慮した特例措置が講じられるとともに、沖縄振興開発特別措置法等のもと、高率補助や採択基準の緩和等、生産の基礎的条件の整備等のための施策が講じられた。

#### 《成果・課題》

##### 【要求④】

○農業分野については、機械化一貫体系や集出荷施設の整備など、機械化や合理化の推進による労働生産性の向上が図られるとともに、高率補助制度によるかんがい施設等の基盤整備の進展、各種生産振興対策によって、農業産出額が、復帰以降約2倍となったほか、冬春期の施設野菜やマンゴー等の果実、キク類、肉用牛などの品目が、おきなわブランドとして定着している。

○水産分野については、漁港施設整備等の進展による漁船の大型化や設備の近代化、モズクやクルマエビ等の養殖技術の確立により、漁業産出額が増加している。

## (三)-2. 開発の方向

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ⑤】

次に第三次産業の柱である観光産業については、沖縄は自然景観に恵まれている関係から、将来相当の来客数があるものと推測されるので、自然の保全に留意した観光道路、観光施設宿泊施設等の開発をはからなければなりません。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ⑤】

- ・観光客受入れのために必要な空港、港湾、道路の交通インフラ整備については、沖縄振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法において、国の負担又は補助の割合の特例が規定され、高率補助による措置が講じられた。
- ・観光施設については、平成10年改正の沖縄振興開発特別措置法において観光関連施設に係る税制優遇措置が創設され、平成14年以降の沖縄振興特別措置法の改正により県内全域が対象とされたほか、要件緩和や対象施設を拡充するなどの措置が講じられた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ⑤】

- 交通インフラ整備が集中的に進められ、沖縄自動車道の開通をはじめ、沖縄都市モノレールの開業、那覇空港第二滑走路の供用開始、平良港や石垣港のクルーズバスの整備など観光客の受入体制の強化が図られた。
- 加えて、沖振法に基づく税制優遇措置を活用して民間の観光関連施設整備等が促進されるとともに、国内外での誘客活動を積極的に展開してきたことなどにより、入域観光客数及び観光収入の着実な増加に繋がり、観光産業が本県経済のリーディング産業へと大きく成長した。



## (三)-2. 開発の方向

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ⑥】

…水資源、電力の開発を先行させることが肝要であります、これには莫大な資金を必要としますので、これに対する全額国庫負担という特別な財政措置が講じられなければなりません。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ⑥】

- ・電力については、琉球電力会社の資産を買い取り全額現物出資により「特殊法人沖縄電力株式会社」が設立され、同法人に対し復帰から令和2年までに、総額約7200億円の財政投融资が行われた。
- ・水資源の確保については、高率補助が適用され、国直轄の特定多目的ダムの建設を中心に水資源の開発が推進された。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ⑥】

- 政府による米国からの琉球電力公社の買い取り等により、「沖縄電力株式会社」が設立され、現在の安定的な電力供給に繋がっている。一方、沖縄における電力事業は、コスト高とならざるを得ない多くの離島を抱えていることや、地理的に他県と離れており電力系統が本土とつながっていないため本土との電力の相互融通が不可能なことなどの構造的不利性を有している。
- 水資源の開発については、国における特定多目的ダムの建設などが完了し、平成6年3月以降、沖縄本島における給水制限は行われておらず、安定的な水資源が確保されている。

## (三)-2. 開発の方向

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ⑦】

一方、沖縄の開発を計画的に推進するためには、軍用地開放後の跡地利用を含む土地利用計画の策定とこれを実施するための国の思い切った助成措置が必要であります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ⑦】

・平成7年6月に、駐留軍用地跡地利用に関する最初の法律が施行され、平成14年の沖縄振興特別措置法(沖振法)では、「第7章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」を創設、平成24年には、これら二つの法律の規定を一元的に定めるとともに、原状回復措置の徹底、駐留軍用地への立入あっせん、給付金制度の拡充、拠点返還地、公共用地の先行取得制度創設等、より内容を拡充させた「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(跡地利用推進法)が施行され、これに基づき跡地利用が進められている。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ⑦】

- 沖振法による高率補助や跡地利用推進法による措置により、返還された駐留軍用地の跡地利用が推進された。
- 今後、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づいて返還される沖縄本島中南部の駐留軍用地の面積は約1,000 haの規模であり、引き続き、返還の時期を踏まえつつ、計画的かつ効果的な跡地利用の推進を図ることが重要である。

## (三)-2. 開発の方向

### 基本的要求の概要

#### 【要求⑧】

さらに、地域開発に欠くことのできない軌道を含む交通機関の抜本的対策がすみやかに検討されなければなりません。

新生沖縄県の開発は、以上述べたように、軍事基地の撤去を基本条件とし、住民福祉の向上および地方自治の尊重を最重要課題として推進されなければならないのであります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求⑧】

・軌道を含む交通機関の抜本的対策については、都市内交通として沖縄都市モノレールが高率補助等を活用して整備がなされ、那覇と北部の中心都市である名護を結ぶ鉄軌道の導入に向けては、国及び県において検討が進められている。

#### 《成果・課題》

#### 【要求⑧】

○沖縄都市モノレールは、多くの県民や観光客に利用され都市内交通として重要な役割を担っており、現在、輸送力増強に向けて3両化に取り組んでいるところ。

○鉄軌道については、国や県において、導入に係る検討が進められている。

## (三)-3. 開発三法案の問題について

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ①】

…「沖縄開発三法案」の内容を検討してみると、地域開発の原則、すなわち、開発計画の中に、地域住民の創意をもち込み、その計画実施にあたっては、地方公共団体が主体的にこれにあたり、国は地方自治体の計画策定ならびに実施を財政的にうらずけるための責務を負うとの原則が十分にとり入れられていないように思われます。「沖縄振興開発特別措置法案」の第四条で、開発計画原案の作成については、県知事の権限とされているが、計画の決定は、「沖縄振興開発審議会」の議を経て、関係行政機関の長と協議の上内閣総理大臣が行なうことになっております。…。しかも計画決定に重大な影響を与えるとみられる審議会の構成は、その過半数が「関係行政機関の職員」よりなっているのであるから、これでは、知事を通じて表明された県民の意見よりも中央の意向によって、すべてが決定されることになりかねません。…県民の意向がこれに十分反映させられるよう再考されるべきであります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ①】

・平成24年沖振法改正において、国が沖縄振興基本方針を作成し、県知事が、国の方針に基づき沖縄振興計画を定めることとされた。  
加えて、現行において、沖縄振興審議会には、「関係行政機関の職員」は含まれてない。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ①】

○沖縄振興計画の策定にあたっては、平成24年の沖振法改正において、県知事が国の基本方針に基づき沖縄振興計画を定めることが規定されており、現行、沖縄振興審議会の委員には関係行政機関は含まれていない。

## (三)-3. 開発三法案の問題について

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ②】

さらにこの開発計画を推進するための国の財政負担について、同法案は個別事業ごとに補助率を定めるような仕組みとなっており、しかもその実質的な決定が政令に委ねるようになってきているが、沖縄が終戦以来国政のらち外におかれ、異民族支配のもとに放置されてきた結果各面に幾多の格差を生じていることにかんがみ、この**開発計画全体について、国の特段の助成措置が必要であります。**

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ②】

・土地改良や、道路等の社会インフラ、教育・医療施設等の整備にあたっては、沖振法に基づく高率補助制度が適用され集中的に整備が進められてきたところであり、現行の高率補助制度においても、27分野に係る事業が適用されている。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ②】

○社会活動や県民生活に必要な基盤、経済活動に必要な生産基盤等に係る事業については、沖振法に基づく高率補助制度が適用され、集中的に整備が進められてきた。

## (三)-3. 開発三法案の問題について

### 基本的要求の概要

#### 【要求③】

次に「経済の振興および社会の開発に資することを目的」に「沖縄開発金融公庫法」が制定されることになっているが、その第四条によれば、資本金については、現に沖縄に存する琉球開発金融公社、大衆金融公庫、それに琉球政府特別会計を加えた正味資産を充てるとされています。これらの資産は本来沖縄県民に属するものであるから、国は新たな出資をおこない積極的規定を設け公庫を充実強化し、県民の期待に応える必要があります。

一方、公庫法第三条は「主たる事務所」を那覇市に置き「従たる事務所」を東京に置くとしています。…運用いかんによっては、東京の事務所が「主」となり、那覇の事務所が実質的にこれに従属させられることにもなりかねません。このような弊害をなくするためには、東京事務所の任務は、主として関係行政機関との連絡調整に重点をおき、実際の貸付業務等は、那覇事務所の窓口を中心にして行なうようにすべきであります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求③】

・沖縄振興開発金融公庫は、琉球開発金融公社、大衆金融公庫、琉球政府の5特別会計の業務、資産、職員等を承継しており、国からは、令和3年3月までに1,110億円(内216億円は承継出資金)が出資され、沖振法に基づく税・財政面の支援措置と並び「車の両輪」としての役割を担ってきたところ。沖縄公庫は、現在は、本店(那覇市)、中部支店(沖縄市)、北部支店(名護市)、宮古支店(宮古島市)、八重山支店(石垣市)の5店舗で直接融資業務を行っており、東京本部(東京都)では、関係行政機関との連絡調整を行っている。

#### 《成果・課題》

#### 【要求③】

○沖縄金融公庫については、令和3年3月までに国から1110億円の出資がなされ、沖振法に基づく税・財政面の支援措置と並び「車の両輪」としての役割を担ってきており、現在、本店を含む県内5店舗において、直接融資業務が行われている。

## (三)-3. 開発三法案の問題について

### 基本的要求の概要

#### 【要求④】

次に沖縄開発庁設置法案によれば、国の行政組織の上で類例のない総合事務局が沖縄に設置されるようになりますが、…。沖縄県のような小さな地域にぼう大な国の機関が設置されると、…特に沖縄県の自治に重大な影響を与えるように思われます。…そのような見地から同事務局の権限及び内部組織については、沖縄の実情に即応するような必要最少限のものにとどめ、また適切な運用をなされなければならないのであります。…

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求④】

・沖縄総合事務局は、沖縄開発庁の地方支分局として設けられた国の総合出先機関として設置され、平成13年1月6日の省庁再編により、内閣府の地方支分局として再編。道路等社会インフラや農林水産業の基盤整備等の公共事業やその他沖縄の振興に直接関係のある各省庁の地方支分局の業務を含み、総務部、財務部、農林水産部、経済産業部、開発建設部、運輸部の6部19の事務所から組織され、関係省庁からの出向職員を含め約900名の職員が勤務。

#### 《成果・課題》

#### 【要求④】

○沖縄総合事務局については、現在、6部19事務所から組織され、公共事業やその他沖縄振興に直接関係する各省庁の地方支分局の業務が実施されている。

## **(四) 裁判の効力について**



## (四) 裁判の効力について

### 基本的要求の概要

#### 【要求①】

…刑事裁判の場合は、裁判権が国家刑罰権の発動権能として設定され、しかもそれはもっぱら国の法秩序を維持する目的で発動されるのであるから、訴訟の全体を当事者の弁論だけに委ねることはできず、裁判の結果についても民事裁判のように法的安定性の法理をもってこれを論ずることはできないのであります。…したがって、米国の施政権下において行われた刑事裁判の効力を復帰後もそのまま維持し、あるいは日本政府がこれを引継いで執行するということは、理論的に全く筋のとおらないことであります。…

一方、米国の施政権の下で設置された裁判所は、…法制度的には米国民政府の発する布告布令に従い、かつこれによって付与された権限の範囲内においてのみこれを行い、裁判の独立性も十分に保障されていなかったのであるから、これらの裁判所が米国の施政権下で行った刑事裁判の効力を復帰後もそのまま承認することは、到底できるものではありません。…

したがって、終戦以来米国の施政権下において行われてきた刑事裁判の効力については、奄美大島が復帰したときの奄美方式を先例として踏襲すべきであります。

#### <参考> 奄美方式について

1953年12月、奄美群島の本土復帰に伴い施行された「奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」において、刑事事件に関して、現地(奄美)裁判所のした裁判等の効果は、復帰後これを認めないこととされた。

## (四) 裁判の効力について

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

##### 【要求①】

- ・ 復帰前の行為に対しては、復帰前に沖縄に適用されていた「刑罰」に関する規定を適用する経過措置が講じられた。
- ・ 復帰の際、沖縄の裁判所に係属する刑事事件については、日本国の相当する裁判所が引き継ぐこととされた。
- ・ 「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(1971年)の施行前に生じた事項については、日本国の刑事訴訟法等刑事関係法令(復帰前の沖縄に適用されていた刑罰に関する規定を除く。)が適用され、復帰前に確定した裁判については、その中において再審請求、恩赦等による救済措置が可能とされた。

#### 《成果・課題》

##### 【要求①】

- 復帰前に確定した刑事裁判の効力については、法的安定性を保つ観点等から引き継がれることとなったが、新たに適用される日本国の刑事訴訟法等刑事関係法令において再審請求等による救済措置を可能とする対応がなされている。

## **(五) 厚生・労働問題について**

## (五)-1. 社会 保 障

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ①】

沖縄における社会保障の成立過程は、本土の社会保障が憲法の保障する生存権理念の発露として展開されてきた過程と比べて、全くその質を異にするものであります。つまり、沖縄県民は、これまで憲法の保障する生存権理念の外におかれ、一方米軍の植民地機能維持のための恩恵的な住民感情を緩和するための一定の枠の中で、生活を余儀なくされてきたのがこれまでの実態であります。

このように戦後沖縄の社会保障は、日米両政府の谷間にあって、近代国家の社会保障制度から大きく立ち遅れてきたのであるが、一九六一年の池田、ケネディ声明以降、ようやく沖縄が日本の一部であることが確認され、さらに、一九六七年の佐藤、ジョンソン会談において復帰への道程として、本土との「格差是正」がとりあげられ、社会保障に対する財政援助と制度の整備がなされるようになったのであります。ところが沖縄の社会保障は医療保険にみられるように、沖縄の医療を保障する制度としては全く不十分で、県民の意に合致しないものであり、年金制度にしても、本土政府の強力な指導によって、一応制度体系は本土並みに整備されていますが、その水準ははるかに低く、社会保障制度としての機能を充分果しておりません。

そこで、私たち沖縄県民は復帰によってこれまでのゆがみや空白が一挙に解決されるものだと期待していたのでありますが、今国会に提案されている特別措置法案をみたとき、それが県民の期待に十分応えていないことに失望するものであります。すなわち、制度の一体化は措置されていますが、その制度を支える所得向上や医療供給体制の整備、福祉施設の拡充などの措置が明らかにされていないことなどであります。

「平和で豊かな沖縄県づくり」のためには、制度の本土並みだけでなく、二十六年間の空白と、県民の長い苦渋な生活に報いるに値する莫大な社会福祉基本施設整備の投資を優先することが何にもまして大切であると考えます。

## (五)-1. 社会 保 障

### 検 証 結 果

#### 《国の措置状況》

##### 【要求①】

- ・伝染病院、精神病院等の整備の他、平成14年の改正沖縄振興特別措置法においては、医療施設整備及び設備整備についても高率補助が適用された。
- ・社会福祉施設の整備については、国の一律の補助制度(社会福祉施設等施設整備費)による支援に加え、障害者支援施設や児童福祉施設等の整備に対する沖縄振興特別措置法に基づく補助率のかさ上げが措置された。

#### 《成果・課題》

##### 【要求①】

- 医療施設については、高率補助の適用により、拠点機関の飛躍的な整備が実現され、県内医療機関の整備水準が全体的に向上した。
- 社会福祉施設の整備については、国の一律の補助制度に加え、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助のもとで取組が実施されている。これにより、昭和47年に135施設であった社会福祉施設は、令和2年度には1,550施設へと増加している。

## (五)-2. 年金制度

### 基本的要求の概要

#### 【要求①】

沖縄の年金制度は、厚生年金、国民年金とも、沖縄の本土復帰のメドがようやくついた一九六八年に立法化され、一九七〇年から保険料の徴収事務が開始されました。制度の内容も復帰のさいスムーズに本土制度に移行できるように、厚生省の指導を受け、制度の体系、給付水準をほぼ本土並みにしてきました。しかし、厚生年金については、制度の遅れに伴う高令者に対する四年から十四年期間短縮の措置が講じられておりますが、本土並みの受給要件を満たさないため、同年令、同年金額の給付措置が必要であります。…

厚生年金の保険料についても本土料率をそのまま適用すると沖縄においては莫大な負担増となりますので、その面の特別措置が必要であります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求①】

- ・厚生年金については、復帰時に年金の受給資格期間の短縮が行われるとともに、3次にわたり特別納付を認めるなどの特別措置が講じられた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求①】

- 厚生年金については受給資格期間の短縮や特別納付などの措置が講じられ、また、国民年金については保険料免除期間や特例追納などの措置が講じられるなど、年金制度の遅れに伴う対応がなされている。

## (五)-2. 年金制度

### 基本的要求の概要

#### 【要求②】

国民年金についても九年の遅れがあるため、沖縄法においては保険料納付の免除期間が措置され、さらに期間短縮についても一年から二十四年の特別措置がなされております。しかし、過去納付金の免除期間があるため、本土の同年令者との間に支払額に相当の差異があり、これらの者が追納して同額給付が得られるような措置をとる必要があります。…

…年金制度の遅れに伴う過去期間の通算や追加費用の政府負担についても、国の責任において、もれなく保障すべきであると思  
います。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求②】

- ・国民年金については、保険料免除期間が措置されるとともに、特例追納として納付することができる措置がとられた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求②】

- 厚生年金については受給資格期間の短縮や特別納付などの措置が講じられ、また、国民年金については保険料免除期間や特例追納などの措置が講じられるなど、年金制度の遅れに伴う対応がなされている。

## (五)-2. 年金制度

### 基本的要求の概要

#### 【要求③】

さらに船員の場合、船員保険法が適用されるため(沖縄の場合現在各種保険の適用を受けていて。)各種保険がまとめられ、現行の保険料よりも高くなります。このことは、勤労者の負担増だけでなく、労使折半の建前上、沖縄の中小船舶経営者に及ぼす影響を考えると、大きな問題であります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求③】

・船員等が負担する保険料については、船員又はその被扶養者の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付、労働者災害補償保険による保険給付と併せて船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関して保険給付等を行う船員保険法が、全国と同様、沖縄にも適用された。

#### 《成果・課題》

#### 【要求③】

○船員保険法の目的に沿って適切な運用が図られ、船員の生活の安定と福祉向上に寄与されているものと考えている。



## (五)-3. 社会福祉

### 基本的要求の概要

#### 【要求①】

戦後の沖縄における社会福祉は、米軍による生活必需物資無償配給制度による救済事業から出発し、一九五三年に、生活保護法が本土法の理念と形式を踏襲して制度化され、これが沖縄における社会保障の中軸をなしてきたのであります。

ところで、関連社会保障制度の皆無(とりわけ医療保険制度の欠陥)の中で、その扶助内容と適用基準はきびしく、理念だおれのよ  
うな制度でありました。しかも、保護開始理由の大部分が疾病であり、貧困と疾病の悪循環がくり返えされ、防貧制度の欠落が、いかに扶助対象者を拡大再生産してきたかがうかがえるのであります。

…復帰後は、憲法理念による生存権意識の高揚によってこれまで生活の苦しかった多くのボーダーライン層が扶助対象者として急激に増加する可能性がありますので、その保護を当然の権利として実施できるよう財政措置が必要であると考えます。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求①】

・生活保護については、全国一律の制度のもとで運用されており、保護費については補助率4分の3で、地方負担分についても交付税措置がなされた。また、昭和49年度には全市に福祉事務所が設置され、全国一律制度のもと、現業員の人件費等については地方交付税措置がされた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求①】

○生活保護については、保護費等への国庫補助や地方交付税措置など、全国一律制度のもと運用されている。

## (五)-3. 社会福祉

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ②】

保護の実施機関については、暫定措置として市部に置く福祉事務所を段階的に設置することになっていますが、…市財政の強化を図り、住民自治の本旨に則って市行政の中で処理するようにもっていくべきであると考えます。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ②】

・生活保護については、全国一律の制度のもとで運用されており、保護費については補助率4分の3で、地方負担分についても交付税措置がなされた。また、昭和49年度には全市に福祉事務所が設置され、全国一律制度のもと、現業員の人件費等については地方交付税措置がされた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ②】

○生活保護については、保護費等への国庫補助や地方交付税措置など、全国一律制度のもと運用されている。

## (五)-3. 社会福祉

### 基本的要求の概要

#### 【要求③】

その他児童福祉、身体障害者、老人、特殊婦人等の福祉向上についても、行財政上の特別措置を講じ、国の責任による大幅な財政支出によって、これまでの空白を早急に埋めるよう特段の配慮を要請するものであります。

また、社会福祉施設の絶対数は著しく不足しており、その整備は緊急かつ重要であるので特別の措置が必要であります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求③】

- ・社会福祉施設の整備については、沖縄振興特別措置法等に基づき、保育所整備、乳児院、児童養護施設等に対する高率補助制度が措置された。
- ・また、一括交付金により、保育士の確保や幼児教育・保育の質の向上、高齢者介護サービス提供機会の確保に資する事業の展開が図られた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求③】

- 社会福祉施設の整備等については、沖縄振興特別措置法等に基づく高率補助制度が適用されている。これにより、社会福祉施設の総数は、昭和47年の135施設から、令和2年度には1,550施設へと増加した。
- そのほか、一括交付金により、高齢者介護サービスの充実、幼児教育・保育の質の向上等に資する取組が実施されている。

## (五)-3. 社会福祉

### 基本的要求の概要

#### 【要求④】

さらに、特殊婦人の更生事業については、単なる法律的な防止政策や取締的な施策では不十分でありますので、生活保障を基軸とする強力な施策を講ずるよう要請いたします。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求④】

・特殊婦人については、復帰に伴い売春防止法に基づいて県婦人相談所(現在の女性相談所)が設置され、一時保護の実施、又は婦人保護施設への措置等により要保護女子の保護更生に取り組んだほか、同法により配置された婦人相談員らが生活保護等の全国一律の生活保障制度を活用し、自立支援を図る体制が構築された。

#### 《成果・課題》

#### 【要求④】

○特殊婦人については、全国一律の婦人保護制度のもと、県女性相談所や婦人保護施設において自立に向けた支援が図られている。

## (五)-4. 医療保障

### 基本的要求の概要

#### 【要求①】

特別措置法案の医療部分に、琉球政府の要請や措置要求はもちろん閣議決定の対策要綱の内容すら十分もり込まれていないことは残念であります。

沖縄の医療行政は、本土に比べてきわめて劣悪な状態にあることはここにあらためて指摘するまでもありません。そこでこの遅れた医療行政を一日も早く本土並みに引き上げるためには、まず第一に国の直接的な財政支出による格差是正の具体的プランが特別措置法案および開発法案にもり込まれなければならないと思います。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求①】

- ・医療保険制度については、復帰前の沖縄の医療保険法の一部は効力を有するものとされるなどの一定の措置がとられ、全国一律制度へと移行された。

#### 《成果・課題》

#### 【要求①】

○医療保険制度については、国庫補助等、全国一律制度のもと運用されている。

## (五)-4. 医療保障

### 基本的要求の概要

#### 【要求②】

次に医療機関については、現在本土水準に比べて、一般病床が四分の一、結核病床が六割弱、精神病床も六割弱、伝染病床は五十分の一、保健所は人口一六万人に対し一ヶ所と本土との格差は大きいものがあります。これらを本土水準に引き上げるためには、単に既存の医療機関を国立にして引き継ぐという措置だけでは不十分であり、**新たに国立の各種医療機関を設立することをはじめ、県立の医療機関の設置拡充、公的医療機関の引き継ぎに対し、大幅な財政措置を講ずることが必要**であります。また、医療要員については、本土と比べると医師数は半数以下であり、看護婦数は三分の一程度、薬剤師数は六割弱という実情であります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求②】

- ・医療機関については、国立琉球病院、国立沖縄病院が設置されるとともに、県立病院についても、国の補助制度のもと設置拡充が図られた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求②】

- 沖縄における医療行政を本土並みに引き上げるため、国の補助制度等による県立病院等整備の推進、琉球大学医学部の設置、臨床研修病院の存続などが実施されている。これらにより、人口10万人あたりの一般病床数は、昭和46年の149.6床から平成28年には664.3床と大幅に伸びている。

## (五)-4. 医療保障

### 基本的要求の概要

#### 【要求③】

…医療機関要員養成機関設置に関して、新たに特別措置を講ずる必要を痛感するのであります。すなわち、琉球大学医学部設立の目標を具体化させることをはじめ、看護学校の拡充、設立、臨床研修病院の存続に特別援助が必要であります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求③】

・医療機関要員養成機関については、昭和54年10月、琉球大学に医学部医学科が設置されるとともに、昭和48年4月、国立療養所沖縄愛楽園附属准看護学院が設立された。また、中部病院については、復帰後も引き続き、国から臨床研修病院として認められ、現在に至る。

#### 《成果・課題》

#### 【要求③】

○沖縄における医療行政を本土並みに引き上げるため、国の補助制度等による県立病院等整備の推進、琉球大学医学部の設置、臨床研修病院の存続などが実施されている。これらにより、人口10万人あたりの一般病床数は、昭和46年の149.6床から平成28年には664.3床と大幅に伸びている。

## (五)-4. 医療保障

### 基本的要求の概要

#### 【要求④】

無医地区対策に関しては、沖縄地域自体が本土におけるべき地的性格をもつことを十分に考慮しつつ、…無医地区における診療に従事する医師、歯科医師、その他の医療従事者の確保に関しては、…無医地区医療における悪循環が解消するまでの間、大幅な財政措置が必要であります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求④】

- ・ 無医地区医療については、沖縄振興開発特別措置法等に基づく駐在保健婦の person 費、施設整備等に対する補助金や、「介輔制度」による医療従事者の確保等が図られた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求④】

- 無医地区については、沖縄振興開発特別措置法等に基づく補助事業などにより、施設整備等が図られている。これらにより、無医地区は昭和47年の44地区から令和2年には6地区に減少している。



## (五)-4. 医療保障

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ⑤】

…現在沖縄においては結核症の有病率は、本土と大体同様の一・五二であるが、結核病床数は人口万対本土平均病床数の六割弱で、精神病有病率は、本土の約二倍であるのに対し、病床数は人口万対本土平均病床数の六割に満たない実情であります。…結核医療については復帰の際現に全額公費負担を受けている者、ならびに復帰後新たに結核医療を受ける者については自己負担のないよう措置することとし、又精神障害の医療についても同様の措置をとること。以上のことを特別措置法の中に規定する必要があります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ⑤】

- ・結核医療については、「沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」に基づき、復帰前と同様に全額公費負担（保険給付分除く）とする特別措置がなされた。
- ・精神医療については、同政令に基づき、法施行時に全額公費負担で医療を受けている者に対して、復帰前と同様に全額公費負担（保険給付分除く）とする特別措置がなされた。沖縄県に居住している者の通院医療費については、当分の間同様の措置がなされた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ⑤】

○結核医療、精神医療については、復帰前と同様に公費負担とする特別措置が講じられている。（精神の入院医療については、法施行時に当該医療を受けている者が対象、通院医療については自立支援医療受給者が対象）

## (五)-4. 医療保障

### 基本的要求の概要

#### 【要求⑥】

次にハンセン氏病療養所については、…整備拡充のための保障を具体的に示すべきであります。さらに、衛生関係業務が円滑に施行されるように基盤の整備に関しては特別配慮が必要であります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求⑥】

- ・ハンセン氏病療養所については、国立へ移管し、国において定員の引き上げや施設整備等がなされた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求⑥】

- ハンセン氏病療養所については、国立へ移管し、国において医療人材の確保や施設整備等が進められている。これにより、県内療養所における職員の定員等は本土療養所と同水準となっている。

## (五)-5. 労働問題

### 基本的要求の概要

#### 【要求①】

・・・復帰に伴う本土法の沖縄への適用については、・・・沖縄の県民および労働者の要望が十分いれられた労働政策がうち立てられるような特別の配慮が必要であります。とくにこの点で留意しなければならないのは、本土地方公務員法の沖縄への適用と、軍関係労働者の間接雇用制度への移行措置に関する問題についてであります。

沖縄においても、過去に、本土の地方公務員法にほぼ相当する「市町村公務員法」と「地方教育区公務員法」を制定しようとする動きはありました。しかし、これらの法案はいずれも県民に受け容れられず、廃案になりました。本土においても公務員の争議行為を一律に禁止している国家公務員法や、地方公務員法については再検討すべきであるとの声が高まり、・・・本土においてこの問題が十分に調査、研究され、最終的な結論がでるまでは本土の地方公務員法の沖縄への適用については慎重に配慮されるよう強く要請するものであります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求①】

- ・公務員については、給与面における現給保障などの一定の経過措置がとられた後、本土の地方公務員法や労働関係法規等が適用された。

#### 《成果・課題》

#### 【要求①】

- 公務員及び軍関係労働者については、復帰特措法等に基づく一定の経過措置がとられ、全国一律の地方公務員法や労働関係法令が適用されている。

## (五)-5. 労働問題

### 基本的要求の概要

#### 【要求②】

…沖縄の労働関係法…は本土の労働関係法に比べて労働者にとって有利な面もある(解雇手当、産前産後の有給休暇、年休の取扱等個別的労働関係)ので、復帰に伴う本土法の沖縄への適用に際しては、その点を考慮し、少なくとも復帰によって労働者の既得権を失わしめることがないように措置すべきであります。

次に布令一一六号の適用下にある沖縄の軍関係労働者は、同法によって第一種…第二種…、第三種…および第四種…に分類されていますが、現在沖縄の「軍関係離職者等臨時措置法」の適用範囲にある軍関係労働者は、同法施行のために要する資金の都合により第一種、第二種被用者に限られ、第三種および第四種被用者は同じ布令一一六号の適用下にある軍関係労働者でありながら、原則として同法の適用を排除され、同法の恩恵を享受できない状態に放置されております。…復帰に際しての移行措置を実施する場合には、これらの第三種及び第四種被用者の実情も十分に組み入れられ、国の「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の中に組み込む等特別の施策を要望するものであります…。

## (五)-5. 労働問題

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

##### 【要求②】

- ・ 公務員については、給与面における現給保障などの一定の経過措置がとられた後、本土の地方公務員法や労働関係法規等が適用された。
- ・ 軍関係の労働者については、「沖縄の復帰に伴う特別措置等に関する法律」に基づき、年次有給休暇の引き継ぎなど、「琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係令」の経過措置がとられた後、本土の労働関係法令が適用された。
- ・ また、米軍の撤退、縮小等に伴い、やむなく失業に至った者については、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく支援措置のほか、当該措置法の対象とならない者については、沖縄振興開発特別措置法に基づき沖縄失業者求職手帳制度が設置され、就職指導や給付金の支給などの措置がとられた。

#### 《成果・課題》

##### 【要求②】

- 公務員及び軍関係労働者については、復帰特措法等に基づく一定の経過措置がとられ、全国一律の地方公務員法や労働関係法令が適用されている。
- 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の対象とならない米軍関係の離職者については、沖縄振興開発特別措置法（平成14年度から「沖縄振興特別措置法」）に基づく沖縄失業者求職手帳制度が設置され、現在も継続している。

## (五)-5. 労働問題

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ③】

次に復帰によって転廃業を余儀なくされたたばこ製造業者、製塩業者、通関業者、自動車検査業者及びその被用者、葉たばこ生産者等についてはその生活基盤を確保せしめるための特別の措置をするよう要望いたします。また、復帰を目前に控えて…基地関係業者およびその被用者についても妥当な政策が実施されるよう具体的な措置を要望いたします。

…労働政策においても積極的な施策が講じられ、復帰後の新生沖縄県民が、明るく平和で豊かな希望にみちた生活が営めるよう特段の施策と配慮を切望するものであります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ③】

- ・ たばこ製造事業者・製塩業者については「沖縄のたばこ製造業廃止業者等に対する特別の交付金に関する政令」に基づく交付金の措置や、たばこ専売公社の沖縄工場設置により一部従業員が採用された。
- ・ 通関業者の通関士や民間車検所の指定検査人については資格の移行措置がとられた。
- ・ 葉たばこ生産については、専売公社による直接の栽培技術指導や全量買い上げの実施、災害補償制度の導入等の措置が講じられた。
- ・ また、米軍の撤退、縮小等に伴い、やむなく失業に至った者については、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく支援措置のほか、沖縄振興開発特別措置法に基づき沖縄失業者求職手帳制度が設置され、就職指導や給付金の支給などの措置がとられた。

## (五)-5. 労働問題

### 検証結果

#### 《成果・課題》

##### 【要求③】

- たばこ製造事業者、製塩業者、通関業者、自動車検査業者については、廃止業者に対する交付金や資格の移行などの措置がとられるとともに、葉たばこ生産については、栽培技術指導や全量買い上げのもと、構造改善事業等による乾燥施設や機械、加工処理施設の導入により、品質の改善や省力化等が図られ離島地域を中心に地域振興作物となっている。

## (六) 教育・文化について



## (六)-1. 民主的教育委員制度の確立

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ①】

沖縄の教育行政制度は、…教育区が市町村とは別の法人格を有し、区教育委員の選出方法も直接公選で、住民に直接責任を負う民主的教育委員制度であり、県民のあいだに長年なじまれ、定着し、この制度の沖縄教育行政における功績は高く評価されてきました。そのために県民は、沖縄の現行の教育委員会制度の存続を訴え、琉球政府もそれを強く要請してきました。

したがって、復帰によって、本土の地方教育行政法がそのまま適用されることになると、教育委員は任命制となり、この沖縄の民主的教育行政制度は否定され、…制度の移行による混乱と不満は、県民の教育に対する熱意と信頼を低下せしめ、教育にその自主、創造性を失わせ、沖縄教育の将来のために、憂慮されることとなります。

…私たち沖縄県民は、この際本土において、現行教育制度の非をあらため、沖縄の祖国復帰を契機として本土法も沖縄と同様な制度に改正されるよう要求するものであります。

教育こそは実に国家百年の大計の礎であります。その意味において沖縄の教育制度の移行については重大であります。本土政府においては、その取り扱いについていまいちど検討をし直していただき、国会においては慎重に審議を尽くされ、沖縄教育の将来をあらゆるさぬよう強く要請するものであります。

## (六)-1. 民主的教育委員制度の確立

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

##### 【要求①】

- ・ 復帰後の教育制度については、全国一律の制度が適用された。
- ・ 琉球政府時代の中央教育委員会の委員の任期は、昭和47年12月31日まで、教育区教育委員会の委員の任期は、昭和48年12月31日までの経過措置が講じられた。

当時の国の見解としては以下のとおり

第67回国会 衆議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 第7号 昭和46年11月29日 高見三郎国務大臣答弁

屋良主席がお持ちになりました建議書、これには私は二つの重要な問題が盛り込んであると存じます。その一つは、本土との教育の格差の是正に特に力を入れろということであり、他の一つは、教育行政制度を現状のままに残しておいてほしいという御要請もあると存じておりますけれども、私は、沖縄県の方々が今日まで積み重ねてこられました教育に対する御努力というものに対しては、非常に高く評価いたしております。また、この格差是正については全力をあげてやらなければならぬことだと存じておりますけれども、教育制度につきましては現状のままにしておけという御意見については、私は、教育という基本的な事柄が、日本全体を通じまして、異なった地域において異なった制度が行なわれるということは決して望ましいことではないと存じております。沖縄の子供たちが、本土と同じ制度のもとに充実した教育を受けることができますように配慮することこそ、沖縄が祖国へ復帰するに際してとるべき教育行政の最も大事なことではなかろうかと思うのであります。このため、教育制度につきましても、復帰後は本土の制度と一体化して本土の制度を適用いたしたい、かように考えておるわけでありませう。

#### 《成果・課題》

##### 【要求①】

- 教育制度については、中央教育委員会の委員及び教育区教育委員会の委員の任期に係る経過措置期間終了後、全国一律の制度のもと運用されている。

## (六)-2. 教師の権利と教育内容保障

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ①】

復帰に伴って地方公務員法、教育公務員特例法および教育の中立性確保臨時措置法が復帰時にそのまま沖縄に適用するようになっております。

これらの三法には、教育の公共性や教育の中立性を理由に、教職員の基本的人権を抑圧、禁止する規定があります。すなわち、争議権の禁止、団体協約の締結権の禁止をはじめ政治行為の制限、勤評の実施などの条項であります。

いま沖縄においては、公立学校職員の労働三権は保障されており、・・・政治行為についても、教育基本法第八条によって、制限と選挙法の教育者の地位利用の禁止以外に別段規制を受ける立法がなく、教職員の政治的発言が保障されてきております。さらに勤評実施の法的根拠がなく、その必要性もないため、教育現場は自由な創造的な教育活動がなされてきました。

・・・沖縄の教育復興をはかるためには、教職員に可能なかぎりの自由を保障することが必要で・・・この自由は復帰後においても当然保障されるべきものであると考えますので、前述の三法の権利規制は不要であります。

・・・本土における混乱や、沖縄の教公二法のいきさつからして、地公法、教育公務員特例法の条文の中にある規制条項を削除し、特別措置をしていただくよう強く要請するものであります。

さらに「教育の中立性確保臨時措置法」の適用は不要であります。

次に「学校教育法」や「施行規則」および「改訂指導要領」がそのまま適用されると、学校現場における教育の自主性が奪われる恐れがありますので、特別な措置と配慮を要請いたします。

## (六)-2. 教師の権利と教育内容保障

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

##### 【要求①】

・琉球政府立の学校職員は沖縄県立学校、教育区立の学校職員は、当該教育区と区域を一にする市町村立学校の職員となり、現行の「地方公務員法」、「教育公務員特例法」が適用された。

復帰特別措置法 第三十二条（琉球政府の職員の承継）

この法律の施行の際琉球政府の一般職に属する常勤の職員又は特別職のうち政令で定めるものに属する職員として在職する者は、政令で定めるところにより、国、沖縄県、沖縄県の区域内の市町村又は政令で定める公共的団体の職員となる。

復帰特別措置法 第三十五条（地方教育区の職員の承継）

この法律の施行の際教育区の常勤の職員として在職する者は、当該教育区と区域を一にする市町村の職員となる。

2 この法律の施行の際連合教育区の教育委員会に置かれている教育長及び教育次長並びにその事務局の常勤の職員として在職する者は、政令で定めるところにより、沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村の職員となる。

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 第4条第1項

（沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村の設置する学校の職員に関する経過措置）

法第三十二条の規定により沖縄県の職員となる者のうち、法の施行の際琉球政府の設置する学校（琉球大学設置法（千九百六十五年立法第百二号）に規定する琉球大学及び琉球大学短期大学部を除く。以下この条において同じ。）の常勤の職員として在職する者は、別に辞令を発せられないときは、その時において沖縄県の設置する学校の相当の職員に任命されたものとする。

・「学校教育法」や「学習指導要領」等教育諸制度は、復帰後、全国一律の制度が適用された。

（昭和46年11月29 衆議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 国務大臣答弁

「・・・教育という基本的な事柄が、日本全体を通じまして、異なった地域において異なった制度が行われるということは決して望ましいことではないと存じております。」

#### 《成果・課題》

##### 【要求①】

○教職員等については、「地方公務員法」、「教育公務員特例法」により、全国と同じ身分扱いとなっている。

○「学校教育法」や「学習指導要領」等教育諸制度についても、全国一律の制度が適用され、現在にいたっている。

## (六)-3. 教育文化諸環境の整備と格差是正

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ①】

…沖縄の場合、同じ日本国民教育を施しながら、教育費に対する県民の負担はその率において極めて高いものでありました。したがって、本土の基準に達するには、なお相当の期間を要するのであります。

校舎や設備の保有状況は類似県の約七〇%であり、その格差を是正するには多額の資金が必要とされております。

沖縄に義務教育費国庫負担法に準じた財政措置がなされたのはつい五年前からであり、また国の財政支出を義務づけた教育財政関係法に準ずる財政措置もまだ十分になされておられません。

去る大戦において、沖縄の学校校舎は一〇〇%破壊されてしまいました。そのため校舎その他も戦後の困乱期において県民が力をあわせてゼロの状態からようやく現在の状態まで整備してきたのであります。それだけに、沖縄の学校校舎に対しては、当然戦災復旧の考え方に立って、国の責任においてその整備を図るべきであります。

…そこで沖縄における教育現況に留意し、教育水準を一日も早く本土並に引き上げるよう国の特別の措置と配慮を重ねて要請するものであります。

## (六)-3. 教育文化諸環境の整備と格差是正

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

##### 【要求①】

- ・ 沖縄振興開発特別措置法において、学校教育施設設備等に係る国の負担又は補助の割合の特例が規定された。
- ・ 本土法の基準を上回って配置されていた沖縄の教職員に係る国の財政負担について、経過措置が講じられた。

#### 《成果・課題》

##### 【要求①】

- 学校教育施設の整備については、高率補助制度のもと重点的に整備が進められ、全国水準に達している。
- 教職員配置に係る国の財政負担については、経過措置期間終了後、全国一律の制度のもと運用されている。

## (六)-3. 教育文化諸環境の整備と格差是正

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ②】

なお、沖縄戦で国宝指定の十一の文化財が失われ、かろうじていま一六三の指定文化財が沖縄に保存されております。これらの文化遺産を国の保護事業で守っていく必要があります。沖縄の文化が国民だけでなく広く世界文化へ貢献するよう積極的な国の保護行政を要請するものであります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ②】

・埋蔵文化財緊急調査費補助要項などに基づく国庫補助事業に高率補助が適用された。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ②】

○文化財保護については、高率補助が適用されている国庫補助事業を活用し、史跡の復元、整備などが促進されている。

## **(七) 税制、財政、金融について**



## (七)-1. 税 制 措 置

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ①】

…税制措置につきましては、本土政府も沖縄の立場を十分に理解され、前向きな対策が講ぜられつつありますが、次の点で懸念されるものがありますので、本土政府のご理解を求めたいと思います。

その第一は、沖縄租税特別措置法の規定による重要物産の製造等についての所得税又は法人税の免除については、同法の適用期間の残存期間に限り、復帰後もその適用を認められることになっているが、沖縄の重要産業の一部を改正する立法…され、産業の発展若しくは雇用の増大に寄与し、県民の生活の安定に資することが著しいと認められる産業に対して、今後重要産業の指定が行なわれることとなりますので、その指定のあった産業についても、沖縄租税特別措置法の相当規定が適用されるよう配慮が必要であります。

### 検 証 結 果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求 ①】

・ 復帰前の「沖縄重要産業育成法」に基づき、1971年12月31日までに承認を受けた事業者に対し、一定期間の税制上の優遇措置が受けられる経過措置が講じられた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求 ①】

○ 沖縄の重要産業育成法に係る税制優遇措置については、経過措置期間が終了している。

## (七)-1. 税制措置

### 基本的要求の概要

#### 【要求②】

その第二は、住民税についてであります。所得割の課税標準が、前年所得課税のたてまえから、昭和四十七年度分のその金額は、沖縄法令の規定による総所得金額の計算の例によって算定される。沖縄所得税法は、財産課税としての性質を有する相続・贈与による所得も一時所得としてその課税の対象となっており、本土の所得税法とは異なるので、当該相続・贈与に係る所得を除いた金額を所得割の課税標準とする経過措置を講ずる必要があります。さらに給与所得については、給与控除額が本土の場合と異なるところから不公平が生じないよう、本土法により算出する経過措置が必要であります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求②】

・住民税については、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」及び「沖縄の復帰に伴う地方税法の適用の特別措置等に関する政令」等の関係法令の整備がなされ、本土との税負担の公平性が図られた。

#### 《成果・課題》

#### 【要求②】

○住民税については、全国で統一された制度となっている。

## (七)-1. 税制措置

### 基本的要求の概要

#### 【要求③】

その第三は、自動車重量税の適用に関する問題であります。本土においては、鉄道を含む道路整備五ヶ年計画の財源措置として自動車重量税が新設されておりますが、鉄道がなく道路交通施設の完備していない沖縄にこれを適用することは問題であります。従って当分の間その適用を延期し、その間に総合的な交通機関の整備をはかる必要があります。

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

#### 【要求③】

- ・ 自動車重量税については、その適用を約6ヶ月延期する期間が設けられ、昭和47年12月1日から適用された。

#### 《成果・課題》

#### 【要求③】

- 自動車重量税については、全国一律の制度のもと運用されている。

## (七)-2. 財政措置

### 基本的要求の概要

#### 【要求①】

沖縄は、終戦以来異民族支配の下で独立国並みの制度運営を余儀なくされ、本来国の責任において措置されるべき国政業務まで負担してまいりました。しかも、米国政府が施政権者としての財政的責任を十分に果してこなかったため、他府県との教育、社会福祉、産業基盤、その他公共施設等各面において格差を生ずると共に極度の硬直化現象をきたし、多額の借入金に依存せざるを得なかったのであります。…国は自らの責任においてこれを処理し、また単に他府県並みの交付金方式にこだわることなく諸施策の格差並びに借入金の抜本的な対策を講ずることによって、新生沖縄県の発足にあたっては、それが障害にならないよう万全を期していただきたいのであります。この点については、すでに本土政府当局は、事柄の本質と問題の重要性を認識され、それが解決について検討されておられますが、その処理のいかんによっては新生沖縄県に深刻な影響を与えることにもなりかねませんので、ここに強く指摘すると共に、琉球政府の借入金以外の債務の処理については併せて、要請する次第であります。

沖縄は、終戦以来国の国内復興対策のらち外におかれ、また施政権者としての米国政府の施策に弱い面も多かったため、いまだにその所得水準は、全国平均の約六割程度にしか達しておりません。一方、教育、社会福祉、産業基盤施設その他公共施設等各面においては全国の平均水準にはほど遠い状態であります。したがって、復帰後の新生沖縄県における財政措置を講ずるにあたっては、沖縄が長期間に亘って日本の施政権の外にあったこと及び沖縄がおかれている社会的条件等による特殊事情を十分考慮し、同時に沖縄の振興開発を図るための巨額の財政需要が見込まれ、さらにそれに対応するため、他府県よりも多くの職員をかかえるなどの行財政の特殊性があり、また産業や風土の相違もあり、これらに基づく特別の財政需要があります。これらの財政需要に対しては、単に現行地方交付金制度の枠内だけで措置することなく、地方交付税の上乗せ、国の補助率の最高を下らない率の確保、県発足当初における財源の確保等国の思い切った特別措置が必要であります。

## (七)-2. 財政措置

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

##### 【要求①】

- ・ 琉球政府の債務は、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」、「沖縄の復帰に伴う琉球政府の権利義務の承継等に関する政令」等に基づき、国、沖縄県、その他法人に承継された。県には借入金など総額約298億円(1\$ = 305円)の債務が承継され、国から日本政府復帰対策受入として87億円の財政措置が講じられた。
- ・ 昭和47年度から昭和51年度までの間、沖縄臨時特例交付金制度が創設され、地方交付税とは別の特別の財政措置がなされた。
- ・ 地方交付税制度については、沖縄振興特別措置法に基づく課税免除や、沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の地方負担分などに対して、地方交付税措置がなされた。

#### 《成果・課題》

##### 【要求①】

- 琉球政府から承継した債務については、平成13年度に返済が完了している。
- 地方交付税制度については、復帰後の沖縄臨時特例交付金の経過措置終了後、全国一律の制度のもと運用されている。

## (七)-3. 通貨不安の解消措置

### 基本的要求の概要

#### 【要求 ①】

去る八月一六日のニクソン声明とこれに続く本土政府の外国為替変動相場制への移行措置によって、ドルを通貨として使用している沖縄では、貿易取引や県民生活の全般にわたってその影響をうけ、これによる県民の不安と損失ははかりしれないものがあります。本土政府は、その後この外国為替変動相場制への移行によって生ずる生活物資の価格高騰を抑制するための生活物資価格安定資金として一〇億円、本土在住学生の学資補助資金として一億円をそれぞれ支出する旨の措置を講じて載しましたが、これだけの資金で十分に対処できるものではありません。…この通貨不安問題によっていささかたりとも県民に不利益を与えることのないよう抜本的な措置を講ずる必要があります。

この通貨不安問題に対する抜本的かつ恒久的対策としては、現在のドル通貨を円通貨へ切換えること以外にはないのであります。さきに琉球政府が本土政府と協議のうえ「通貨及び通貨性資産の確保に関する緊急措置」を講じたことは、通貨交換を実現するための過度的措置としてとられたものであります。したがって通貨交換が遅れば遅れるほど県民の不安や損失はそれだけ増大することになります。国はその点を考慮して早急に一ドル対三六〇円による通貨交換、賃金の円換算措置(一ドル対三六〇円の割合)、一〇月九日以降交換時までの資産増加分に対する補償措置等の措置を講じ、また通貨交換が実現されるまでの間の本土沖縄間の貿易取引上の為替差損、学生、長期療養者等に対する生活資金の送金為替差損等についても引き続き特別の救済措置を講じ、この通貨不安問題によって県民にいささかたりとも不利益を与えないようにしていただきたいのであります。

## (七)-3. 通貨不安の解消措置

### 検証結果

#### 《国の措置状況》

##### 【要求①】

- ・ 1972年5月15日の本土復帰の際、ドルから円への交換レートは1ドル305円とされたが、1971年10月9日時点で確認されていた「個人が保有するドルの現金分」については、国が差額55円を補償し360円とされた。
- ・ 公共用地の先行取得事業に資するための基金の原資として、国から3ヶ年にわたり総額32億円の財政措置がなされた。

#### 《成果・課題》

##### 【要求①】

- 通貨不安の解消措置については、1971年10月9日時点で確認されていた「個人が保有するドルの現金分」に対して交換レートの差額補償が実施されている。
- 国から支給された補助金を原資として「沖縄県土地開発基金」が創設され、公共用地の先行取得に係る資金として活用されている。